

【障害保健福祉部障害福祉課障害児・発達障害者支援室関係】

障害児支援の推進について 発達障害者支援施策の推進について

平成28年 2月 23日

厚生労働省 社会・援護局
障害保健福祉部 障害児・発達障害者支援室

障害児支援の推進

- 障害児支援の推進については、障害者総合支援法3年後見直しにあわせ、社会保障審議会障害者部会で議論された。今後、本部会の報告書(平成27年12月14日)を踏まえ、所要の対応を行うこととしている。
- 障害児に対して授業終了後や休業日において発達支援を提供する放課後等デイサービスについては、社会保障審議会障害者部会等において、単なる居場所となっている事例や発達支援の技術が十分ではない事業所が軽度の障害児だけを集めている事例など障害児本人にとって適切な支援がされていないケースがあるとの指摘がある。
- このため、放課後等デイサービス等の障害児通所支援について、質の向上と支援内容の適正化を図る観点から、以下の内容の通知を平成28年2月中に発出する予定。
 - (1)放課後等デイサービスガイドラインの活用の徹底等
 - ①放課後等デイサービスガイドラインの周知徹底及び都道府県・指定都市の指導・助言に活用。
 - ②事業所における自己評価結果の公表促進。等
 - (2)障害児本人の発達支援のためのサービス提供を徹底
 - ①障害児本人の発達のために必要な支援を適切に提供する観点から、支給決定時に支給の要否及び支給量について適切に判断し、決定すること。 ※支給決定日数の目安を示す予定。
 - ②インクルージョンの観点から、保育所等の一般施策を利用(併行利用を含む。)する機会が確保されるよう、適切な配慮及び環境整備に努める。等
- 各児童福祉主管課においては、インクルージョンの観点から、引き続き、保育所や放課後児童クラブ等の一般施策における障害児の受け入れの推進に努めていただきたい。

障害者総合支援法施行3年後の見直しについて

～社会保障審議会 障害者部会 報告書～（平成27年12月14日）

（1）現状・課題

（障害児支援の現状と課題）

- 障害児支援については、平成24年児童福祉法改正において、障害児や家族にとって身近な地域で必要な発達支援を受けられるよう、障害種別ごとに分かれていた障害児の給付体系が通所・入所の利用形態別に一元化されるとともに、放課後等デイサービスや保育所等訪問支援が創設された。
- 保育所や放課後児童クラブにおける障害児の受け入れについては、例えば、障害児を受け入れる放課後児童クラブに対して、専門的知識等を有する放課後児童支援員等を配置するために必要な経費を行うことなどにより、年々着実に進んでおり（約2万8千人（平成26年5月））、また、乳児院や児童養護施設等の児童福祉施設に入所する障害児数が増加するなど、一般施策等における対応が拡大している。
- 乳児院や児童養護施設等の児童福祉施設に虐待等により入所している障害児や、重度の障害や疾病等により外出が困難であるために在宅で生活する障害児に対する発達支援については、必ずしも十分に届いていない状況にあるとの指摘がある。
- 在宅で生活している障害児の支援については、保育等の他制度との連携や、入所支援の機能の活用についても留意する必要がある。

（医療的ケア児への支援）

- 医療技術の進歩等を背景として、NICU等に長期間入院した後、人工呼吸器等を使用し、たんの吸引などの医療的ケアが必要な障害児（医療的ケア児）が増加している。
- このような医療的ケア児が在宅生活を継続していくこうとする場合、障害児に関する制度の中で医療的ケア児の位置付けが明確ではないこと等から、必要な福祉サービスが受けにくいほか、医療、福祉、教育等の関係機関との連携が十分ではないこと等から、家庭に大きな負担がかかっているとの指摘がある。
- 適切なサービスの確保と質の向上
- 放課後等デイサービスについては、量的な拡大が著しく、その費用額は1,024億円（平成26年度）で対前年比5割近くの伸び、その事業所数及び利用者数は対前年比で3割近くの伸びとなっており、特に営利法人が数多く参入している。
- さらに、単なる居場所となっている事例や、発達支援の技術が十分ではない事業所が軽度の障害児を集めている事例があるとの指摘がある。
- 障害福祉計画については、障害児支援に関するサービスの必要量の見込み等について記載するよう努めることとされている。

(2) 今後の取組

(基本的な考え方)

- ライフステージに応じた切れ目の無い支援と保健、医療、福祉、保育、教育、就労支援等と連携した地域支援体制の構築を図る観点から、個々の障害児やその家族の状況及びニーズに応じて、気づきの段階からきめ細かく対応するとともに、障害児支援のうち特に放課後等デイサービスなどの障害児通所支援の質の向上を図るため、以下のような取組を実施すべきである。

(発達支援のきめ細かな提供)

- 乳児院や児童養護施設等に入所している障害児に対して必要な支援を提供するため、乳児院や児童養護施設等を訪問して実施する発達支援を推進する方策を講じるべきである。
- 重度の障害等のために外出が困難な障害児に対して必要な支援を提供するため、自宅を訪問して発達支援を実施する方策を講じるべきである。

(医療的ケア児への支援)

- 重症心身障害児に当たらない医療的ケア児について、障害児に関する制度の中で明確に位置付け、必要な支援を推進すべきである。
- 医療的ケア児等について、医療・福祉の連携が求められる重症心身障害児等の地域支援に関するモデル事業の実施状況等も踏まえ、その家族の負担も勘案し、医療、福祉、教育等の必要な支援を円滑に受け取ることができるよう、都道府県・市町村や関係機関の連携に向けた方策や、相談支援事業所等の相談支援に早期につなげる方策を講じるべきである。

(適切なサービスの確保と質の向上)

- 障害児の放課後等の支援については、子ども・子育て支援施策である放課後児童クラブや教育施策である放課後子供教室等における受入れを引き続き推進すべきである。その際、保育所等訪問支援などを活用して、必要に応じて専門的なバックアップを行うべきである。
- 放課後等デイサービスなどの障害児通所支援については、発達支援を必要とする障害児のニーズに的確に対応するため、質の向上と支援内容の適正化を図る観点から、放課後等デイサービスガイドラインの活用を徹底するとともに、発達支援等の子どもに関する支援の専門的な知識・経験を有する者の配置を求めるとともに、障害児本人の発達支援のためのサービス提供を徹底するなど、制度面・運用面の見直しを行うべきである。
- 障害児のニーズに的確に応える観点から、障害福祉サービスと同様に、都道府県・市町村において、障害児支援のニーズ等の把握・分析等を踏まえ、障害児支援に関するサービスの必要量の見込み等について、計画に記載すべきである。

発達障害者支援施策の推進

1) 発達障害者支援施策について

- ① 発達障害児については、児童の一定の割合を占めていることから、児童福祉施策の担当者やその現場の関係者が発達障害の特性を理解し、早期に見出して適切に対応することが児童の最善の利益、児童福祉の現場の関係者の負担軽減等の観点から重要であり、また、インクルージョンの観点からもできる限り一般施策の中で他の児童ともに対応することが求められている。
- ② 障害福祉施策においても、発達障害者支援センターの設置運営、巡回支援専門員やペアレントプログラムに関する取組（市町村地域生活支援事業）、保育所等訪問支援（児童福祉法に基づく個別給付）などを実施しているところであり、その連携・活用を図りつつ、児童福祉施策においても発達障害児を積極的に受け入れ、適切に対応していただきたい。その際、障害福祉施策だけでなく、医療、保健、教育、労働などの関係機関との連携にも努めていただきたい。

2) かかりつけ医等発達障害対応力向上研修事業について

- ① 発達障害は、早期発見・早期支援が重要であり、最初に相談を受け又は診療することの多いかかりつけ医等の対応が重要である。
- ② これまで、国立精神・神経医療研究センターにおいて医療従事者向けに指導者養成研修を実施している。
- ③ 平成28年度予算案において、都道府県・政令市が実施主体となり、地域のかかりつけ医等の医療従事者に対して国立精神・神経医療研究センターの発達障害に関する研修内容を踏まえた研修を実施するために必要な経費を計上している。
- ④ 当該研修は、保健師等も対象としているため国立精神・神経医療研究センターの研修への参加についてご配慮頂くとともに、障害福祉部局と連携を図り、必要に応じてかかりつけ医等発達障害対応力向上研修の実施についてお願いしたい。

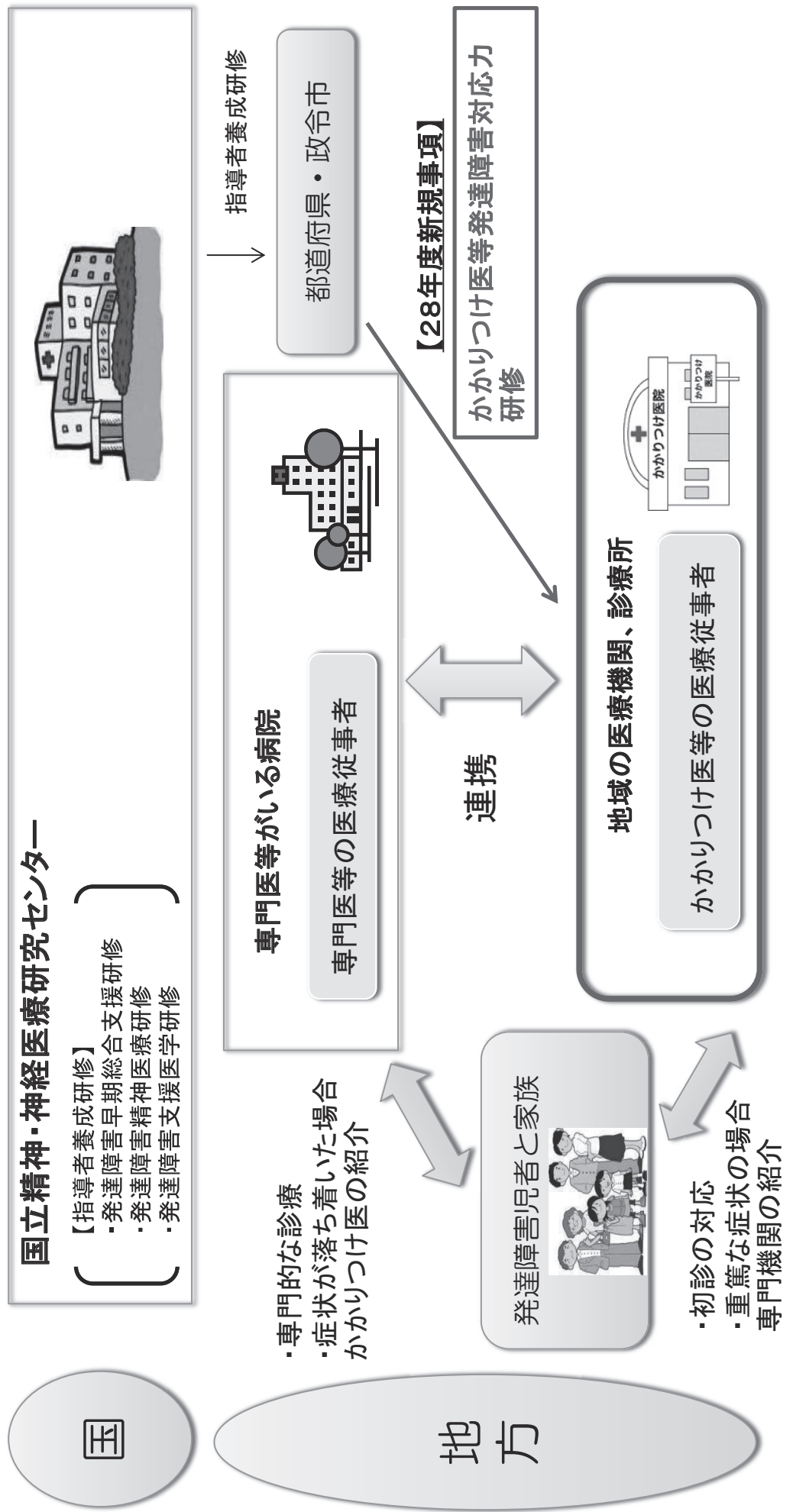
3) 「世界自閉症啓発デー」について

- ① 平成19年12月、国連総会において4月2日を「世界自閉症啓発デー」に定める決議が採択された。
- ② 啓発活動については、厚生労働省、日本自閉症協会及び関係団体で組織する実行委員会において、「東京タワーライト・イット・アップブルー」（平成28年4月2日）及び「世界自閉症啓発デー2016・シンポジウム」（同年4月9日）を実施する予定。

かかりつけ医等発達障害対応力向上研修事業

平成28年度予算案：44百万円

かかりつけ医等発達障害対応力向上研修事業は、発達障害における早期発見・早期支援の重要性に鑑み、最初に相談を受け、又は診療することの多い小児科医などのかかりつけ医等の医療従事者に対して、発達障害に関する国の研修内容を経た対応力向上研修を実施し、どの地域においても一定水準の発達障害の診療、対応を可能とし、早期発見・早期支援の推進を図る。



「世界自閉症啓発デー」(4月2日)、「発達障害啓発週間」(4月2～8日)について

平成28年度予算案 : 8百万円
(平成27年度予算 : 8百万円)

【背景】

【国連における採択】

○平成19年12月、国連総会においてカタール国が提出した議題「4月2日を世界自閉症啓発デーに定める」決議をコンセンサス(無投票)採択。
決議事項

- ・4月2日を「世界自閉症啓発デー」とし、2008年以降毎年祝うこととする。
- ・全ての加盟国や、国連その他の国際機関、NGOや民間を含む市民社会が、「世界自閉症啓発デー」を適切な方法によって祝うことを促す。
- ・それぞれの加盟国が、自閉症のこともについて、家庭や社会全体の理解が進むように意識啓発の取り組みを行うように促す。
- ・事務総長に対し、この決議を全ての加盟国及び国連機関に注意喚起するよう要請する。

○平成20年4月以降国連事務総長がメッセージを发出。併せて、世界各地で当事者団体等がイベント等を開催。

(関連)平成24年12月、国連総会において、バングラデッシュ国が提出した議題「自閉症スペクトラム障害、発達障害及び関係する障害によって受けている個人や家族、社会が必要とする社会経済的ニーズに取り組む」決議をコンセンサス採択。

【国内の啓発活動】(平成27年度 開催)

【国における取組】

○関係府省(内閣府、厚生労働省、文部科学省)大臣メッセージの发出

○東京タワー・ライト・アップ・ブルーム

・平成27年4月2日(木) 18:15～ 点灯式 ※同日、併せて作品展示等を実施 *平成28年度も4月2日(土)に開催

○世界自閉症啓発デー2015・シンポジウム(作品展示等)

・日時 平成27年4月4日(土) 10:00～16:30 *平成28年度は4月9日(土)に開催(会場、主催等は前年同)

・場所 灘尾ホール(千代田区)

・主催 厚生労働省、日本自閉症協会

・共催 日本発達障害ネットワーク他 (大会実行組織:世界自閉症啓発デー・日本実行委員会)



【全国各地の取組み】

○各都道府県等において、関係機関や関係団体等と連携しながら、名所旧跡のブルーライトアップ、シンポジウムやセミナーの開催等、地域の実情に応じて創意工夫を図りながら、広く一般市民への関心を高めるような普及啓発を実施。

これらの取組内容については、世界自閉症啓発デー・日本実行委員会WEBサイトに掲載。 <http://www.worldautismawarenessday.jp>

